国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議細則

（平成２７年１月２２日
学長選考会議議長制定）

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議規則（平成１６年制定。以下「学長選考・監察会議規則」という。）第８条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事）

第２条　学長選考・監察会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　学長選考・監察会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長選考・監察会議規則第４条第１項第２号に規定する事項のうち、学長解任の申出の議決については、国立大学法人東京医科歯科大学学長解任に関する細則（平成２７年制定）の定めるところによる。

（委員以外の者の出席）

第３条　学長選考・監察会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（雑則）

第４条　この細則の改廃は、議長が学長選考・監察会議に諮って、これを行う。

附　則

この細則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月１９日制定）

この細則は、令和元年９月１９日から施行し、令和元年９月１２日から適用する。

附　則（令和３年１２月１日制定）

この細則は、令和４年４月１日から施行する。